

各位

不動産投資信託証券発行者名

東京都千代田区永田町二丁目4番8号  
大和ハウスリート投資法人  
代表者名 執行役員 浅田利春  
(コード番号: 8984)

資産運用会社名

大和ハウス・アセットマネジメント株式会社  
代表者名 代表取締役社長 土田耕一  
問合せ先  
大和ハウスリート本部ファンド企画部長 朝比奈孝祐  
TEL. 03-3595-1265

## サステナビリティに関するイニシアティブへの参加に関するお知らせ

大和ハウスリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）及び本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社である大和ハウス・アセットマネジメント株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）は、この度、下記のサステナビリティに関するイニシアティブへ参加しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. イニシアティブへの参加の方針について

本投資法人及びその本資産運用会社は、大和ハウスグループの基本姿勢である「共に創る。共に生きる。」を共有し、不動産投資運用業務に環境（Environmental）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）への配慮を組み込むことは、サステナブルな社会の実現に不可欠であり、かつ本投資法人の基本方針である中長期にわたる安定した収益の確保と資産の着実な成長に資すると考えており、不動産投資運用事業を通じて実践してまいりました。

本投資法人及び本資産運用会社は、特に、気候変動、人権、ダイバーシティ&インクルージョン（多様性の尊重）及び生物多様性への対応は重要な社会課題であると考えており、これらに係るイニシアティブへ参加することで今後も社会課題の解決に積極的に取り組む方針です。

#### 2. 本投資法人のイニシアティブへの参加について

##### (1) Race to Zero への参加 **気候変動**

Race to Zero は、世界中の企業や自治体、投資家、大学などの非政府アクターに、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すことを約束し、その達成に向けた行動をすぐに起こすことを呼びかける国際キャンペーンです。

Race to Zero には、世界 1,049 都市、67 地域、5,235 企業、441 投資家及び 1,039 高等教育機関が参加しており、世界の CO<sub>2</sub> 排出量の 25% 近く、GDP の 50% 以上を占めています。

本投資法人は、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指しており、Race to Zero に J-REIT として初めて参加しました。



**(2) 再エネ 100 宣言 RE Action への参加**
**気候変動**

再エネ 100 宣言 RE Action は、日本の企業、自治体、教育機関、医療機関等の団体が使用電力を 100%再生可能エネルギーに転換する意思と行動を示し、その転換を促進する新たな枠組みです。



本投資法人は、2050 年までに使用電力の 100%を再生可能エネルギーに転換する目標を設定し、再エネ 100 宣言 RE Action に J-REIT として初めて参加しました。

**3. 本資産運用会社のイニシアティブへの参加について**
**(1) 国連グローバル・コンパクト (UNGC) への署名及びグローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン (GCNJ) への入会**
**人権**
**ダイバーシティ&インクルージョン**
**気候変動**
**生物多様性**

国連グローバル・コンパクト (United Nations Global Compact) (以下「UNGC」といいます。)は、国連と民間(企業・団体)が手を結び、健全なグローバル社会を築くための世界最大のサステナビリティ・イニシアティブです。各企業・団体が責任ある創造的なリーダーシップを発揮することによって、社会の良き一員として行動し、持続可能な成長を実現するための自発的な取り組みです。

UNGC に署名する企業・団体は、人権の保護、不当な労働の排除、環境への対応、そして腐敗の防止に関わる 10 の原則に賛同する企業トップ自らのコミットメントのもとに、その実現に向けて努力を継続しています。

**<国連グローバル・コンパクトの 10 原則>**

人権	原則 1： 人権擁護の支持と尊重 原則 2： 人権侵害への非加担
労働	原則 3： 結社の自由と団体交渉権の承認 原則 4： 強制労働の排除 原則 5： 児童労働の実効的な廃止 原則 6： 雇用と職業の差別撤廃
環境	原則 7： 環境問題の予防的アプローチ 原則 8： 環境に対する責任のイニシアティブ 原則 9： 環境にやさしい技術の開発と普及
腐敗防止	原則 10： 共用や贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗防止の取り組み

UNGC の世界各国のローカルネットワークは、持続可能な発展を目指すプラットフォームとして活動しています。グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン (Global Compact Network Japan) (以下「GCNJ」といいます。)は、2003 年 12 月に日本におけるローカルネットワークとして発足しました。GCNJ は、日本の会員企業・団体の UNGC の 10 原則への自発的戦略的行動をサポートし、セミナーの開催、会員企業が主体となる分科会などサステナブルな社会の実現にむけて活動しています。

本資産運用会社は、UNGC の 10 原則の考え方に賛同し、署名しました。また、取り組みを実践するために GCNJ に入会しました。

**(2) 世界自然保護基金 (WWF) ジャパンへの入会**
**気候変動**
**生物多様性**

世界自然保護基金 (World Wide Fund for Nature) (以下「WWF」といいます。) は、100 カ国以上で活動している環境保全団体で、1961 年にスイスで設立されました。人と自然が調和して生きられる未来をめざして、サステナブルな社会の実現を推し進めています。急激に失われつつある生物多様性の豊かさの回復と、地球温暖化防止のための脱炭素社会の実現に向けて、希少な野生生物の保全や、持続可能な生産と消費の促進を行なっています。

公益財団法人世界自然保護基金ジャパン (以下「WWF ジャパン」といいます。) は、1971 年に、世界で 16 番目の WWF として東京で設立されました。主な事業内容は、①生物多様性の保全及び人類による自然環境への負荷の軽減のための活動、調査研究、政策提言及び環境保全思想の普及、②世界自然保護基金国際事務局 (WWF インターナショナル) への協力並びに関係諸団体との連携、③その他この法人の目的達成上必要な事業となっています。

本資産運用会社は、WWF ジャパンの活動趣旨に賛同し、法人会員として、WWF の環境保全活動を支援することとしました。

**(3) 21 世紀金融行動原則への署名**
**気候変動**

「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則 (通称「21 世紀金融行動原則」)」は、持続可能な社会の形成のために必要な責任と役割を果たしたいと考える金融機関の行動指針として、幅広い金融機関が参加する起草委員会により 2011 年 10 月にまとめられました。



署名金融機関は、自らの業務内容を踏まえ可能な限り以下の 7 つの原則に基づく取り組みを実践としています。業態、規模、地域などに制約されることなく、協働する出発点として位置づけられていることも特徴の一つです。

## &lt; 持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則 (7 つの原則) &gt;

原則 1 :	自らが果たすべき責任と役割を認識し、予防的アプローチの視点も踏まえ、それぞれの事業を通じ持続可能な社会の形成に向けた最善の取組みを推進する。
原則 2 :	環境産業に代表される「持続可能な社会の形成に寄与する産業」の発展と競争力の向上に資する金融商品・サービスの開発・提供を通じ、持続可能なグローバル社会の形成に貢献する。
原則 3 :	地域の振興と持続可能性の向上の視点に立ち、中小企業などの環境配慮や市民の環境意識の向上、災害への備えやコミュニティ活動をサポートする。
原則 4 :	持続可能な社会の形成には、多様なステークホルダーが連携することが重要と認識し、かかる取組みに自ら参画するだけでなく主体的な役割を担うよう努める。
原則 5 :	環境関連法規の遵守にとどまらず、省資源・省エネルギー等の環境負荷の軽減に積極的に取り組み、サプライヤーにも働き掛けるように努める。
原則 6 :	社会の持続可能性を高める活動が経営的な課題であると認識するとともに、取組みの情報開示に努める。
原則 7 :	上記の取組みを日常業務において積極的に実践するために、環境や社会の問題に対する自社の役職員の意識向上を図る。

本資産運用会社は、7 つの原則の考え方に賛同し署名しました。

#### 4. 本投資法人及び本資産運用会社のイニシアティブへの参加について

##### (1) 気候変動イニシアティブ (JCI) への参加 **気候変動**

気候変動イニシアティブ (Japan Climate Initiative) (以下「JCI」といいます。) は、2015年の地球温暖化防止に向けた「パリ協定」成立を受けて、気候変動対策に積極的に取り組む日本の企業や自治体、非政府組織などが主体となって設立し、自主的に脱炭素社会の実現を目指すネットワークです。日本全体のムーブメントを創出し、参加メンバーの活動サポートや政府への働きかけ、国際社会との連携活動を通して、脱炭素社会の実現を目指しています。

本投資法人及び本資産運用会社は、脱炭素社会の実現を目指すことに賛同し、JCIの参加要件を満たしているため参加しました。



JAPAN  
CLIMATE  
INITIATIVE

##### (2) エコアクション21の認証・登録 **環境マネジメントシステム**

エコアクション21は、環境省が策定した「エコアクション21ガイドライン」<sup>(注)</sup>に基づき、環境への取り組みを適切に実施し、環境経営のための仕組みを構築、運用、維持するとともに、環境コミュニケーションを行っている事業者を、第三者機関が認証し登録する制度です。

本資産運用会社は、2020年3月にエコアクション21の認証・登録を受けていましたが、認証期間満了に伴い、この度、本投資法人及び本資産運用会社が新たに審査を受け、認証・登録を受けました。

(注) 環境省が策定したガイドラインで、「環境マネジメントシステム」「環境パフォーマンス評価」「環境報告」の三要素で構成されたPDCAサイクルに基づく14の取り組み項目(要求事項)が定められています。



#### 5. 今後の取り組み

本投資法人及び本資産運用会社は、「サステナビリティ方針」に基づき、環境への配慮やサステナビリティへの取り組みを今後も推進していきます。

(注) 本プレスリリース上におけるJ-REITという表記は、東京証券取引所に上場している不動産投資信託を指します。

以 上

\* 本投資法人のホームページアドレス：<https://www.daiwahouse-reit.co.jp/>